

平成24年7月12日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第26条第1項に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の3件（うち再許可等1件）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> をご覧ください。

（担当）消費者庁食品表示課 横田、鉄橋

TEL : 03-3507-9222（直通）

FAX : 03-3507-9292

平成24年3月22日付けで消費者委員会より答申があった案件のうち、許可とする特定保健用食品(2件)

通し 番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番 号
1	黒烏龍茶OTPP	サントリー食品インター ナショナル株式会社	茶系飲料	ウーロン茶重 合ポリフェノ ール(ウーロンホ モビスフラバン Bとして)	食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させるので、食後の血中中性脂肪の上昇を抑えるとともに、体に脂肪が付きにくいのが特徴です。脂肪の多い食事を摂りがちな方、血中中性脂肪が高めの方、体脂肪が気になる方の食生活改善に役立ちます。	多量に摂取することにより、疾病が治癒するものではありません。	脂肪の多い食事を摂りがちな方、血中中性脂肪が高めの方は、お食事の際に1回350mlを目安にお飲みください。 体脂肪が気になる方は、お食事の際に1日2回(1回350ml)を目安にお飲みください。	特保	24.7.12	1346
2	イマークS	日本水産株式会社	清涼飲料水	◆EPA ◆DHA	イマークSは血中中性脂肪を低下させる作用のあるエイコサペンタエン酸(EPA)、ドコサヘキサエン酸(DHA)を含んでおりますので、血中中性脂肪が気になる方に適します。	本品は脂質異常症の治療薬及び予防薬ではありません。治療中の方は医師にご相談ください。	1日あたり1本を目安にお飲みください。	特保	24.7.12	1347

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため^{※1}、消費者庁で審査を行い許可とする再許可等特定保健用食品(1件)

通し 番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番 号
1	常盤のよもぎ茶	常盤薬品工業株式会 社	粉末清涼飲料	難消化性デキ ストリン(食物 繊維として)	本品は、食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収を穏やかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	血糖値に異常を指摘された方や、現に糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師等の専門家にご相談の上お召し上がりください。摂りすぎや体質・体調によってはおなかのはったり、ゆるくなる場合があります。	食事とともに1袋(6.8g)を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	24.7.12	1348

※1 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号より)